

会 議 録 (要旨版)

会議の名称	令和2年度 第1回東村山市使用料等審議会				
開催日時	令和2年7月17日(金) 午後6時30分～7時30分				
開催場所	東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 鈴木委員(会長)、吉井委員(職務代理)、小山委員、谷委員、長谷川委員 増田委員、松村委員、森委員</p> <p>(市) 野崎副市長</p> <p>(所管) 杉山資産マネジメント課長</p> <p>(事務局) 間野経営政策部長、河村経営政策部次長 笠原企画政策課長、長谷川企画政策課課長補佐、櫻井企画政策課主査 中田企画政策課主任</p> <p>●欠席者：なし</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	1名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 審議</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>東村山市使用料等審議会事務局</p> <p>(東村山市経営政策部企画政策課)</p> <p>住所：〒189-8501 東村山市本町1-2-3      電話：042-393-5111(内線2212・2213)</p>				
会 議 経 過					
<p><b>1 開会</b></p> <p><b>2 審議</b></p> <p>○事務局より、前回までの振り返りとして、スケジュール上の現在地点、前回の審議内容、減価償却費の考え方の違い、審議「基本方針の見直し」として、固定資産台帳の減価償却費を使う理由について説明を行った。【配付資料1 P1～12、参考資料】</p> <p><b>【委員】</b></p> <p>・固定資産台帳に基づく減価償却費について、取得価額がわかっているものについては取得価額、取得価額が不明のものについては再調達価額というように、二通りあるという理解で良いか。</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>・統一基準による財務書類の作成に伴い、平成29年度に整備させていただいた固定資産台帳管理・更新マニュアルにおいて、平成28年度に総務省から示された運用方針に基づき、当市のルールとして定めた。建設時の取得価額がわかるものについてはそれを使っても良いが、ハコモノだけではなく道路等のインフラもあることから、当時の取得価額を明確にすることが現実的には不可能なものや、調べるのに時間を要するものもあったためである。再調達価額とする場合は、用途と構造に基づき算出し、その後現存の償却年数を控除した金額からスタートしている。</p>					

**【委員】**

・すべてが再調達価額ということで良いか。

**【事務局】**

・平成 29 年度に整備した時点で取得価額がわかっているものについては、取得価額としているものもある。

**【委員】**

・再調達価額は、総務省で示された単価をもとに、たとえば RC なら平米いくらということで算出していると思うが、取得価額とはだいぶ乖離があるのか。

**【所管課（資産マネジメント課）】**

・固定資産の評価については、昭和 59 年度以前に取得した分とそれ以降ということで、全国的な基準が定められている。昭和 59 年度以前の取得分については再調達原価、昭和 60 年度以降の取得分については取得原価ということになる。固定資産台帳を整備した時点については、基本的に取得価額が判明しているものは取得価額、再調達価額によらなければならないものについては延床面積に構造・用途別単価を乗じて算出している。そういう意味では、きちんとした基準に基づいた評価である。現実として、どれほどの差があるかについては、取得価額が不明なものについて再調達価額を用いているという考え方であるため比較が難しい。

**【委員】**

・たとえば、総務省から示された鉄筋コンクリート造の平米単価はいくらか。

**【所管課（資産マネジメント課）】**

・建物の用途によって変わるが、庁舎であれば 18 万円、校舎は 13 万 5 千円、その他が 15 万 5 千円である。あとは、住宅や倉庫といった用途もある。

**【委員】**

・集会所の用途は校舎と同様か。

**【所管課（資産マネジメント課）】**

・校舎と同様なので、平米単価は 13 万 5 千円である。

**【事務局】**

・総務省からは昭和 60 年度以降かどうかという基準があったが、市としては昭和 60 年度以降であっても建設当時の取得価額が不明なものについては再調達価額を用いているものもある。逆に古いものでも、取得価額が判明しているものについては取得価額を用いて、固定資産台帳を整備させてもらった。

**【委員】**

・再調達価額で算出した建設費と、数年前の全体見直しで実際に使った建設費を比較できるものはあるか。もしかしたら、再調達価額の方が高くなっているとか、逆にデフレなどで安くなっているとかがあるのかと思ひ、参考として聞かせてもらおう。

**【所管課（資産マネジメント課）】**

・一定のルールに基づいて固定資産台帳を整備しているので、その差を比較するということはしていないが、平米単価と市場単価を比べればその差が見えるものもある。

**【委員】**

・もしも再調達価額と実際のもので乖離が大きいのであれば、そのあたりは使用料の考え方にも入れた方が良いのかと思い質問させてもらった。

**【事務局】**

・固定資産台帳を整備した時点では時間的な制約もあり、個々に現行価格と再調達価額との比較はしていないが、前回配付資料「新地方公会計制度の数値を活用したシミュレーション（平成29年度決算版）」における取得価額が固定資産台帳の取得価額となっており、いくつか調べてみたところ、建築コストが再調達価額よりもかなり高額だったものがあった。確実な理由をつきとめることができたわけではないが、たとえば建築コストのバブル期にあたる1988年から1995年くらいに建設された施設については、同規模の施設に比べると取得価額が高いものがあった。乖離の理由については、こういった社会情勢の影響もあったと思われる。

**【会長】**

・総務省のマニュアルにおいて、原則は取得価額としているが、自治体において取得価額が不明なものは非常に多い。なぜかという、庁舎のような固定資産を作る場合に、いわゆる地方債を発行するのだが、その償還期間が30年である。そのため、償還期間が過ぎた30年より前の資料がなくなっている場合が多いので、マニュアルでは30年より前となる昭和59年で区切っている。

**【事務局】**

・一般的な建築地方債の償還期間が30年ということがあり、昭和59年以前と昭和60年以降によって、取得価額と再調達価額という考え方があった。今回の使用料には直接影響はないが、特に道路などのインフラに関しては、取得価額がわからず再調達価額や備忘価額となったものも多かった。

**【会長】**

・市町村の合併により自治体数が半数ほどになったが、合併した自治体では資料が整理されていないということもあり、総務省のマニュアルでは、やむを得ずこのようなかたちになっている。  
・ほかに意見や質問がなければ、固定資産台帳の減価償却費を使うということによろしいか。

**【全委員】**

（了承）

**【会長】**

・減価償却費以外のコストについて、事務局から説明を求める。

○事務局より、減価償却費以外の原価に含める対象経費について説明を行った。【配付資料1 P13】

**【事務局】**

・スライド6のような統一基準による財務書類から読み取れる数字を用いるという考えのもと、3年に1度の全体見直しを行う際には、現行価格との乖離額を算出してお示しするという提案をさせていただいてい

る。

**【委員】**

・退職手当引当金繰入額、減価償却費、公債費利子がフルコストとして新しく加わる、変わるということだが、公債費利子はきちんと施設別に充てられているものなのか。まとめて起債していた場合、どの施設にどの公債分が充当されているのかは正確にはわからないのではないか。

**【事務局】**

・地方債を発行する際は、施設全体の建設費用に対して発行するので、たとえば施設のうち使用料を徴収しているのが集会施設のような一機能だけであったとしても、あくまでも施設全体の建設費にかかる公債費利子を計上させていただいた。

**【委員】**

・フルコストにすることによるメリットについては、良いかたちになると思うので異存ない。  
・デメリットに関して、統一的な基準による財務書類の作成時期は、決算ごとにこれらの資料が出て数値が整理され、定期的の使用料・手数料の見直しができるというのが理想の形だと思うが、具体的な使用料を審議するにあたり基となる財務データはどれくらい前のものになるのかが気にかかった。

**【事務局】**

・毎年度会計期間におけるの数値をもとに審議することも必要かと思うが、事務局としては、全体見直しについては3年に1度と考えている。令和2年度中に、平成29年度から令和元年度まで3年分の統一基準による財務書類が揃った際には、令和3年度4月以降に全体見直しの作業に入りたいと考えている。それに基づき使用料・手数料が算定された段階で、あらためて当審議会に全体見直しについて諮問し、ご審議いただくスケジュールを考えている。  
・本日の段階では平成29年度決算における統一基準による財務書類しか作成できていないが、平成30年度および令和元年度決算分については、令和2年度中の作成を目指しているところである。少なくとも次回の審議会までには、平成30年度決算分を含めた2年分のコストをお示ししていきたいと考えている。

**【委員】**

・3年に1度の全体見直しというのは、従来のスケジュールどおりだと思うのでそれで良い。  
・令和3年度の審議の時点で、令和元年のデータをもとにするという理解で良いか。

**【事務局】**

・委員お見込みのとおりである。

**【委員】**

・次回の全体見直しでは、事前にこういったスケジュールの確認があればそれで構わないと思うが、この後もずっと一年遅れのデータを使うスケジュールが良いということではない。本来は、たとえば令和3年度に全体見直しをするのであれば、直近である令和2年度の数値をもとに行えるよう、見直しの年度に近づける必要があると思う。  
・次回の全体見直しではフルコストとなって、今までとは違う新しい算定結果が出てくると思う。さらにその3年後の全体見直しでは、直近の数値をもとに行うというようなことも考えながら、企画政策課で超長期の視点を持って進めて欲しい。

**【所管課（資産マネジメント課）】**

・現在、固定資産台帳をはじめ、統一基準による財務書類を作成しているところであるが、決算の時期として、たとえば令和元年度の決算については、令和2年9月議会で承認いただいて確定するという状況がある。数値情報はその前の出納整理期間に整理しているが、決算の確認をする中で帳票の修正などがあると、固定資産台帳にも修正が入るため、基本的にはこれまでと同様に2年前のデータを使うというのが最新ということになり、それを早めることは技術的になかなか難しいところがある。その点についても考慮いただきながら議論いただけるとありがたい。

**【委員】**

・通常であればそれでも構わないと思うのだが、使用料とは直接関係ないとしても、たとえば連続立体交差事業に関連して大規模なインフラ整備がある場合に、公会計の中でどのような数字が見えるのかということがあると思う。統一基準による財務書類作成時期が今のままで良いかどうかというのは、今の時点では気にしておくだけで良いのかもしれないが、いずれは考えていただきたい。

**【会長】**

・委員ご指摘のとおり、実際に全体見直しする際には3年分のコストの平均を用いる。その間に、今般のコロナのような特殊なことがあると原価も変わっているかもしれないので、そういった特殊事情を平準化するためである。

・公債費利子のご質問については、行政コストを事業別や施設別に計算する例が総務省から出されていると思うが、配賦の考え方である。ただ、それが実際にできるかどうかは、これから少しずつ精緻化しようということである。

**【委員】**

・たとえば公民館はしばらく休館していて、開館したのは良いが、今度は怖くて行けない、という状況がある。そのような中、新しい生活様式ということが盛んに言われているが、公共施設が今後どのような使われ方をするのか、また行政はどのような提案をしていくのかについて伺いたい。コロナの関係で先が見通せない状況だとは思いますが、今の状況がずっと続くということになったときに、公共施設を利用する側と提供する側について行政で見通しを持っているか、そして使用料についても現段階の考えがあれば伺いたい。

**【所管課（資産マネジメント課）】**

・非常に難しいご質問をいただいた。個人的な見解ということになってしまうと思うが、公共施設の再編についても担当しているのでお答えしたい。委員のご発言のとおり、利用のあり方はどんどん変わっていくと思う。この間、公共施設の休館があったり、私たちの働き方も交代制勤務の導入ということがあって、集会所や公民館を含めたコミュニティのあり方が変わってくるということでは、利用形態自体も変わってくると思う。もしかしたら、バーチャルな世界にコミュニティの場所が移っていき、その結果利用率が下がってきた場合には、ニーズに合わなくなってしまう施設も出てくるかもしれない。その場合は、現在のニーズに合わせた施設に再編していくということを市の公共施設の今後のあり方として計画にあらわしているので、その施設を一定の判断があれば廃止し、新たな機能をどこか別の施設に持たせるという状況も出てくるのではないかと思う。いろいろなケースが考えられるので、このケースだけではないとは思っている。

**【事務局】**

・受益者負担の観点からお答えする。使用料算定は3年間の平均コストをもとにしているが、今年度で言え

ば、第一四半期についてはすべての公共施設を閉鎖していたことから、行政コストは休館していてもかかる一方で、受益者負担である利用料金は0となる。このことから、3年間平均を出したときに、場合によってはこれまでとは違う負担率が出てくる可能性があるため、それについては単純に数字で線を引いてしまうことは難しいと感じている。一方で、コストに対してそれほどの利用料金が収入としてあるのかという点と、前回の資料でお示ししたとおり、施設によっては公費負担率が90%近いものもあり、それが集会所であるとするならば、今後は、大手を振って集まってくださいというような施設を提供していくという点も変わってくると思う。そういった需要と供給のバランスも含めて、受益者負担に関して公共施設マネジメントと整合性を取りながら考えていきたいと思っている。

**【会長】**

- ・フルコストによる全体見直しの方針で進めていくということによろしいか。

**【全委員】**

(了承)

**【会長】**

- ・今後のスケジュールについて、事務局より説明を求める。

○事務局より、今後のスケジュールと答申の時期について説明を行った。【配付資料1 P14～16】

**【会長】**

- ・答申は次期任期中となるということによろしいか。

**【全委員】**

(了承)

**【会長】**

- ・続けて、事務局より説明を求める。

○事務局より、フルコストによる使用料・手数料の全体見直しをする場合の条件について説明を行った。【配付資料1 P17】

**【会長】**

・フルコストによる全体見直しは、令和2年度中に3年度分の統一基準による財務書類が作成できた場合に行う。また、それ以降となっても令和3年度中の全体見直しに間に合うギリギリまで柔軟に対応していく、ということによろしいか。

**【全委員】**

(了承)

### **3 その他**

**【事務局】**

- ・次回日程については、コロナの状況により変更となる可能性もあるが、概ね9月下旬から10月を予定し

ている。詳しい日程については、後日あらためて調整を行う。

#### **4 閉会**